

宇都宮市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇都宮市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(解釈及び取扱いの原則)

第2条 条例の解釈及び取扱いについては、第3条に定めるところを除き、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発第214号厚生省老人保健福祉局長通知。以下「国解釈通知」という。）に準じるものとし、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）に係る国の解釈通知等が他にも存する場合には、併せてこれらの解釈通知等にも準じるものとする。

(特別養護老人ホームの居室定員)

第3条 条例に定める特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。）の居室定員については、国解釈通知のほか、条例第10条第4項第1号に定めるとおりとする。

制定文（平成25年4月1日告示第161-17号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。